

# 全国遺跡データベースの構築 2001年度の動向 Database of Archaeological Sites in Japan, 2001

森本 晋  
Susumu MORIMOTO

奈良文化財研究所文化財情報研究室、奈良市  
National Research Institute for Cultural Properties, Nara  
Nara 630-8577

**あらまし:** 奈良文化財研究所では1987年度より全国遺跡データベースの構築を行っており、1998年度からはインターネットを經由しその成果を公開している。2001年度は位置データの入力とともに遺跡の定義に関する研究も進めている。

**Summary:** National Research Institute for Cultural Properties, Nara (ab. Nabunken) began to study about the database of archaeological sites in Japan in 1987. More than 400 thousand sites are existed in Japan, and Nabunken has registerd about 240 thousand of sites in the database. Now one can get the data via the Internet home page of the Institute (<http://www.nabunken.jp>).

In 2001 we also study about the definition of "site".

**キーワード:** 遺跡、データベース、考古学、位置情報、定義

**Keyword:** site, database, archaeology, location, definition

## 1 「全国遺跡データベース」とは

考古学にとって重要な情報は、遺跡、遺物、文献である。その筆頭として、研究上も埋蔵文化財行政にとっても遺跡に関する情報は、必要不可欠なものである。

1987年度より調査検討が始まった文化財データベースの一環として、全国規模で網羅的な遺跡データベースについて、奈良文化財研究所（以下、奈文研）が設計・構築を行っている。

構築の経緯については、昨年発表している通りである。現行システムでの一般公開は1999年9月28日

より行っており、利用者は登録や課金なく自由に検索が可能となっている。

構築初期の遺跡地図データに加えて、各地の新規の遺跡地図や文化財地名表、古墳の集成といった各種遺跡地名表から情報収集を行い、レコードの追加や内容の更新を行っている。また、遺跡の発掘調査報告書に添えられている報告書抄録の内容によるデータベース更新を合わせて行っている。

## 2 内容

全国遺跡データベースの設計については、『埋蔵文化財ニュース』75号に詳しい。

基本的な考え方は次の通りである。奈文研はデータの核となる部分を提供する。都道府県や市町村などの遺跡を調査する機関にとって必要な独自項目があれば、ローカルシステムを構築して、全国システムとリンクさせて利用する。

研究者個人が必要とするような独自のフィールドについても個々の研究者においてローカルシステムとして構築してもらうのが最も効率的なやり方であると考えている。

昨年度と同じく今のところ、全国遺跡データベースは次の27フィールドで構成している。

ID  
市町村ID  
種別  
名称（漢字）  
名称（かな）  
所在地コード  
所在地  
境界文化財ID

所有者種別

主な時代

指定区分

調査・発掘の有無

文献の有無

地形図番号

緯度

経度

時代・遺跡種別

立地

現況

保存状況

面積

遺跡地図番号

群集遺跡ID

遺構概要

遺物概要

発掘概要

その他概要

### 3 遺跡の定義

遺跡とは何かの定義には明快でない部分があり、それがデータベース構築の妨げとなっている面がある。

新しい時代について、どこまで遺跡と認定するか機関によってばらつきがある。太平洋戦争関係などの構築物については、遺跡と認めるか認めないかいろいろ立場があるようだ。そこまで新しくなくても、明治時代や江戸時代の遺跡を、遺跡として認定しているか否かは一定していない。

古い時代に関しても、評価の仕方は様々である。遺物が若干散布しているだけで遺跡と認定されていることもあれば、わずかな遺物分布では遺跡と認定されていないこともある。丘陵地において地表の隆起が古墳に近い形状をしている場合に、これを積極的に古墳として登録している所もあれば、そうでない所もあり、全国的にみれば統一はとれていない。

広域にわたる遺跡についても、遺跡として登録している場合とそうでない場合がある。たとえば、条里地割や街道などがこれに相当する。

### 4 1件の遺跡とは

遺跡の数の数え方にもむづかしい問題がある。数え方とはデータベースにおいては何をもちいて1レコードとするかである。1件の定義がむづかしい遺跡には複合遺跡、広域遺跡、群集遺跡がある。逆に比較的容易なものに、古墳、窯跡、寺院跡がある。

#### 4.1 古墳の場合

古墳は一般にわかりやす墳丘を持っており、その範囲も確定しやすい。古墳と他の遺跡、たとえば住居跡や中世の墓などが重複することもあるが、それらとの区別は困難ではなく、古墳を古墳としてひとつの遺跡と認識することは容易である。

だが、上記のように断言できない問題が存在する。古墳で遺骸を埋葬した部分を主体部と呼ぶ。多くの古墳で、主体部は複数存在する。埋葬施設として、ひとつのはっきりとした遺構をなしている横穴式石室においても、複数回の追葬が行われることが普通にみられる。一般には何体埋葬されていても、墳丘がひとつであれば、ひとつの古墳として認識されているようである。1体しか埋葬していない古墳も、5体6体埋葬している古墳もどちらも1レコードとするということである。

しかし、埋葬は墳丘上に行われるとは限らない。古墳を囲む周溝の中に埋葬が行われることがある。古墳が孤立していれば、こういった周溝内埋葬がどの古墳に所属するのか決定しやすい。複数の古墳が隣接していて、周溝を共有するような場合は、周溝内埋葬をどちらに含めて考えるのか、という問題が生じる。

また、墓壇が墳丘から離れて単独に築かれることがある。墳丘にごく近い位置であれば、その古墳に属するものと解釈できるが、距離が離れれば、古墳に帰属させてよいものか判断がわかれるところである。

同じような型式の主体部が墳丘上であれば、その古墳の構成要素とされ、当該古墳のデータとして処理されるのに、墳丘からはずれているために同等には扱うことができない。

では、この埋葬は単独で1レコードとして取り扱うのであろうか。そのような例は少ないように思う。〇〇古墳群、〇〇古墳群1号墳、〇〇古墳2号墳と登録していき、墳丘外の埋葬は1号墳や2号墳には所属させずに、古墳群に入れて処理する、あるいは、〇

○遺跡を古墳群と重複させて定義してそれこに含めるといった扱いがなされているようである。

古墳とよく似ている遺構のひとつに、方形周溝墓がある。一般には方形周溝墓は、1基ごとに遺跡として登録することはない。方形周溝遺構としてとらえられているものには、墓と断定できないものが数多くある、というのもひとつの理由であろう。また、周溝を共有して、ひとつひとつの周溝墓の範囲を確定しづらいものがある、という理由も考えられる。

研究史から見て、方形周溝墓が認定されたのが新しく、そのために古墳とは扱いが違っているという側面もあるのではないか。

#### 4.2 複合遺跡の場合

種別や時代の異なる遺跡が、同一の地理的範囲内で重なっている場合、複合遺跡と呼ぶことが多い。ただ、何をもちて複合遺跡とするのか、厳密な定義がある訳ではないようだ。

複合遺跡について、それぞれを別々に遺跡として登録している機関もあれば、そうでない機関もある。どうい場合には同一遺跡と判断し、どうい場合には別遺跡とするのか、について判断が必要であるが、その基準は統一されていない。

たとえば、京都府向日市では、鶏冠井（かいで）遺跡と長岡京とはその範囲が重複している。重複している地域で弥生時代の遺構や遺物が発見されればそれは、鶏冠井遺跡に属すると判断される。長岡京期の遺構や遺物が発見されれば、それは、長岡京に属すると判断される。平面位置が同一でも、発見されたものの属性によって所属遺跡が異なる。

平城宮跡の下層からは、弥生時代や古墳時代の遺構・遺物が発見されることがある。神明野（しめの）古墳のように独立して扱われている遺構もあるが、多くは「平城宮跡下層」と呼ばれている。

複合している遺跡の一方が、宮跡のように地理的・時間的に明確な範囲を持っている場合には、発見された遺構・遺物の帰属について、判断が比較的容易である。また、一方の遺跡種別が古墳のようにわかりやすい場合は、同じ時期であっても、古墳と住居跡のように弁別はむづかしくない。

集落跡が重なり合っている場合、同一遺跡とみなすのかどうか、判断がより困難になる。認識しやすい時間差がある場合、たとえば、縄文時代の集落と中世の集落が範囲を重複している場合には、それらを別々の遺跡としてとらえることも比較的容易である。しかし、古墳時代前期の集落と古墳時代後期の

集落が一部重複していても、一般には別の遺跡とはとらえない。遺跡の連続性をどのように判断するかが問題となる。

遺跡の調査が進んでいる時には、遺構や遺物の分布範囲が詳細に知られて、時代・時期による遺跡の範囲の変遷がわかる。すなわち、調査が進んでいなかったり、遺跡の保存状態が悪い場合には時代・時期別の遺跡範囲については手がかりが乏しく、複合している遺跡を「解きほぐす」ことは不可能となる。

たとえ遺構の保存状態が良くても、発掘調査で見つかるすべての遺構を、小さな穴のひとつひとつまで、時代・時期を決定することは実際には不可能なことが多い。

遺物についても、破片が小さい、あるいは、特徴的な部分ではないといった理由で、時期の決定が困難なこともよくある。

#### 4.3 広域遺跡の場合

広域にわたる遺跡として、条里地割や都城の京城を例にあげることができる。これらの遺跡について全体をひとつの遺跡、すなわち1レコードととらえることの是非が問題となる。

広域遺跡は、面積が広いために当然、種別の異なる遺跡が重複する率が高くなる。平城京の中には古墳もあれば弥生時代の遺跡もある。

平城京域内で、かつ、奈良時代に限っても遺跡の複合が発生する。たとえば、西隆寺は奈良時代後期に建立された寺院であり、その寺域は奈良時代前期には一般の邸宅地であった。したがって、その範囲内の奈良時代前期の遺構については、む西隆寺下層とか西隆寺以前と呼ぶことはできても、西隆寺ととらえることは正しくない。

平城京をひとつのレコードととらえ、かつ京内の寺院もそれぞれに、ひとつのレコードととらえるのが適切であろう。では、寺院以外の部分はどうだろうか、広い面積を発掘して「長屋王邸」と推定している地域は、その部分としての高いまとまりを示しているの、別レコードとすることも考えられる。東市なども同様である。さらに、行政上の扱いからすれば、史跡指定されている宮跡庭園は、ひとつの遺跡として独立して扱うべきであろう。

都城においては、条坊道路と都市の区画（坪）それぞれを、別々に登録するという考え方も可能である。「平城京左京三条二坊五坪」でひとつの遺跡とする、といった具合である。もちろん、その場合においても道路の交差点の扱いをどうするのか、決め

なくてはならない。全体のレコード数が多くなるという欠点もある。

別の種類の広域遺跡の例として、道路をあげることができる。たとえば、江戸から京都まで連なる「東海道」は、ひとつのレコードでよいのだろうか。各地での調査について、データベースの中に記述することを考えれば適切ではなかろう。しかし、東海道が通過する、すべての市町村単位で分割して、それぞれ1レコードとして登録するのが、はたして最良のやり方かは検討が必要である。

条里地割や範囲を確定しづらい、埋没している水田などの耕作地といった、非常に広範囲にわたる遺跡、水辺の祭祀跡や狩猟場といった範囲の決定が困難な遺跡についても検討を深める必要がある。

#### 4.4 群集遺跡の場合

群集遺跡の扱いも機関によっていろいろである。

古墳群を例にすると、10基からなる古墳群があったとして、1) 全体をひとつのレコードとしている場合、2) 10基それぞれをひとつのレコードしている場合、3) 10基それぞれに加えて古墳群も1レコードをなしている場合、4) 古墳群中の主な古墳のみに別途レコードを割り当てている場合、というように取り扱いには統一がない。全体のレコード数は1以上、11以下となる。

大きな古墳群が小支群に分かれている時には、組み合わせがいろいろと考えられるので、さらに複雑になる。

遺跡の数え方のところで述べたように、古墳はひとまとまりを認識しやすい遺跡である。よって、個々の古墳それぞれを1レコードすることは重要であると考えられる。しかし、前述のように、古墳と古墳の間には、発掘調査しなければわからない、関連する遺構が発見されることも多い。上記3)のように、個々の古墳に加えて古墳群全体もひとつのレコードとして記述するのが、よりよい方法であると考えられる。

このやり方を採用した時は、古墳が何基あるかといった検索に対して正しい結果が得られるようにデータの記述の仕方に工夫が必要である。

須恵器や瓦などの窯跡についても、古墳と同じように範囲の認識が比較的簡単と考えてよいので、レコードの単位も同様に処理してよいのではないかと考える。

古墳や窯跡が1基ずつ認識されるのは、それらが遺物研究の単位となっていることから望ましいことと考える。

#### 5. 今後に向けて

遺跡の登録を遺跡データベース側から眺めると様々な改良が必要になってきた。その多くが「古くて新しい」問題であり、簡単に解決できるような性質のものではない。

考古学の研究にとっても、行政にとっても、遺跡・遺物・文献の3分野のデータベースを充実させることは緊急かつ重要な課題である。遺跡データベースを充実させていくとき、「遺構データベース」や「調査データベース」の構築が必要となってくる。

遺構データベースは、方形周溝墓や竪穴住居跡といった、遺構ごとに作成されるのが実際的である。

調査データベースは、平城宮跡第201次調査といった、調査の単位を1レコードとして作成されるべきものである。

ただ、遺跡データベースと完全に独立させた形で「遺構データベース」「調査データベース」を作ることも困難であり、協調をとる何らかの方策を練らなくてはならないであろう。

遺物・文献のデータベースを含めて、多くの人々の努力によって全国に蓄積されている、全体的な考古情報を活用するための努力は、当然、奈文研が単独で成しうるものではない。地域分担などの「交通整理」と全体を把握するための、考古情報交換標準の研究、情報の情報たるメタデータの整備、その公開のためのクリアリングハウスの設置が、いよいよ求められている。

#### 参考文献

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 『埋蔵文化財ニュース 75 全国文化財データベースについて』 1992.9

奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 『埋蔵文化財ニュース 97 遺跡GISと遺跡情報』 2000.5

森本 晋 「全国遺跡データベースの構築」 公開シンポジウム「人文科学とデータベース」 2000.12

森本 晋 「Database of Archaeological Sites in Japan」 Asia GIS 2001 2001.6